



補助金

中小企業等 外国出願支援 事業



特許・商標等の外国出願に要する費用の一部を補助します

中小企業等外国出願支援事業は、日本の特許庁に出願をしている特許・商標等を外国に出願する経費の一部を補助します。

対 象 者

道内の中小企業者等

- ・ 助成希望の出願が外国で権利が成立した場合、権利を活用した事業展開を計画していること
- ・ 助成希望の商標登録に関し、外国における冒認対策に意思があること

助 成 内 容

補助率 1 / 2 以内

(1) 1企業に対する1事業年度内の補助金の総額300万円

(2) 1出願に対する補助金の上限額

- ①特許出願 150万円
- ②実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願 60万円
- ③冒認対策商標 30万円

対象出願

- (1) パリ条約等に基づき優先権主張等を行う国際出願
- (2) PCT国際出願による各国への国内移行出願
- (3) ハーグ協定に基づく外国出願（意匠）
- (4) マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願（商標）

対象経費

外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用

活用
事例

海外での事業展開を目的とした特許の外国出願

想定される対象経費

- 外国特許庁への出願費用
- 翻訳費用
- 国内代理人費用
- 現地代理人費用

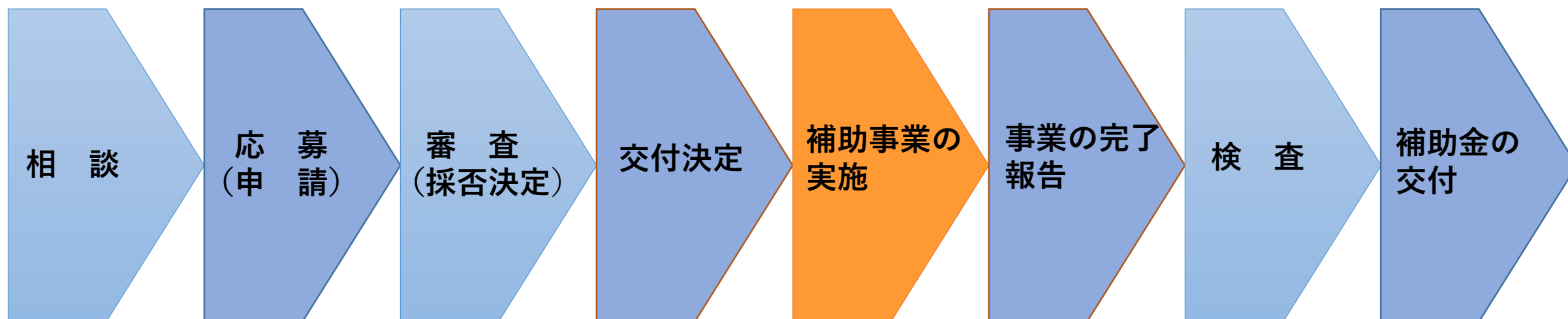


【補助金交付までの流れ】



公益財団法人
北海道中小企業総合支援センター

手続きフロー



※補助事業の実施期間は、補助金の交付決定日から令和6年3月10日までです。

利用上の留意点

- 補助対象経費は、補助金の交付決定日以降に発生し、補助事業期間内に支払を終えた経費に限ります。
- 同一年度において、補助事業の内容の全部または一部を対象として、国（独立行政法人を含む）または道の補助金・助成金が交付される場合、補助の対象とすることはできません。

募集スケジュール

- 令和5年度の募集開始日は未定です。（4月下旬～5月末頃を予定）

応募方法

- 募集要項・申請様式は、北海道中小企業総合支援センターのホームページにて公開しますので、よくお読みの上、応募してください。

事業の詳細につきましては、電話・メール等で下記までお気軽にお問い合わせください。
また、当センターのホームページにも事業概要等を掲載しておりますので、どうぞ参考にしてください。

【お問合せ先】 企業振興部 企業振興G （助成支援）

T E L 0 1 1 - 2 3 2 - 2 4 0 3 E-mail jyoseishien@hsc.or.jp

U R L <https://www.hsc.or.jp>